

平成 23 年 11 月総務企画委員会 議事概要

H23.12.2 作成

H23.12.5 訂正

H23.12.5 修正

日 時：平成 23 年 11 月 30 日(水) 18:00～20:00

場 所：建築士会 会議室

出席者：(副委員長)長田 喜樹

(委 員)芝 京子、二宮 智美、福井 通

村島 正章(担当常任理事)

(オブザーバー) 花方 威之(会長)

(事務局)佐川事務局長 田中職員

欠席者：(委員長)金子 修司

(委 員)石井 明、加藤 清、菊嶋 秀生、毛塚 尚男、高橋 聡、永井 香織

山成 芳直、山根 三郎

<確認事項>

1 前回(10/26)議事録の確認【資料 1】

○前回議事録案を異議なく承認された(前回同様、メーリングリストで事前送付済み)。

<協議事項>

1 新法人移行関係について【資料 2】

(1)定款及び定款細則変更素案について

《副委員長より説明》

・本日の委員会です承を得られれば、12月5日開催の支部長・委員長会議にお諮りしたいと考えています。

・定款細則について、長寿会員の会費減免は、他に例がありませんが、とりあえず現状のままの記載といたしました。長寿会員は、以前事務局に調べてもらったところ人数が増えてきているようです。

(2)支部の取り扱いに係る「報告書」について

《事務局長より説明》

[質疑応答]

問:定款第 36 条について、会計監査人は「設置できる規定」です。ここに記載してしまうと置かなければならなくなります。

答:「かつ、第 3 号…中間略…受けた上で、」まで削除します。

《会長》

・支部長・委員長会議で支部会計について協力をお願いしたいと考えています。1月の役員会で中間決算を報告いたしますが、支部会計でも中間決算をお願いして、本会と合わせる必要があります。

・某県士会は、毎月支部から会計報告をもらっているとのこと。そのようなやり方では、支部に相当な負担がかかってしまうため、協力してもらえるかどうか確認する必要があります。

・少なくとも理事会を開催するごとに決算を報告する必要がありますので、四半期に一回は支部より報告を受ける必要があります。支部を任意団体として本会と切り離す考え方もあります。ただし、

この形では、定款に支部についての記載が一切できなくなります。

[質疑応答]

問：一応、会計に関する支部との一本化は了承されているので、それをひっくり返すのではなく、あくまで再確認をすると理解してよいですか。

答：その通りです。ただ、支部で四半期に一度の会計報告を行うのは難しいので、事務局に手伝っていただきたいという要望も出ると思われます。あくまで支部にやっていただくか、事務局で手伝うかは今後議論することとなります。

《会長》

- ・支部積立金及び支部の賛助会費については、支部のお金が判別できるような形で本部に取込むこととなります。
- ・支部会計における「繰越金」の概念がないので、年度末に本会へ繰入れ、年度初めに支部へ繰出すこととなるでしょう。
- ・その他の課題として、本会予算に投資的収支の部がないので、退職金が未払金となってしまっています。1月の役員会で未収金の欠損処分とともに補正をしたいと考えています。なお、本件については、総会場で報告をいたします。
- ・支部賛助会費について、支部会計の中に本会の賛助会費とは別に対応する項目をつくる必要があります。

[質疑応答]

問：「賛助会員」は、定款上の会員として位置付けなければならないのですか。

答：その通りです。したがって、支部の賛助会費は、本会のものとは細則等の上での位置付けが異なってきます。

《副委員長》

- ・「支部賛助会員」を細則等の上で表に出さずに、処理する方法も考えられます。支部賛助会員の権利が本会賛助会員とまったく同一になるのも混乱のもとですから、例えば、支部賛助会員に会員名簿を配布する際は、該当支部の部分のみを抜粋して配布してはどうかとの意見もあります。

《会長》

- ・支部にとって、支部会計を本会計に取込んだ会計とすることがあまりに面倒であれば、統合実施後になって、支部から反対意見が出てくることも考えられます。曖昧にせず、初めからしっかりと説明しておくべきだと考えます。
- ・某県士会では各支部に事務局担当職員を配置しているとのことでした。

《委員》

- ・支部は大事な存在です。例えば、新たに入会者を募る場合、本会で建築士がどこにいるか把握することは難しいですが、支部は把握しています。また、総会の委任状集めも支部の力なくしてはできません。

《会長》

- ・本来的には、完全に同一組織であるべきだと思いますが、この場では決められません。
- ・支部交付金について、新定款細則内に規定する必要もあるかと思われれます。

☆新定款の第36条を訂正し、12月5日開催の支部長・委員長会議へ諮ることとなりました。なお、当日は会長が出席し(県からの太陽光発電に係る委託事業を含め)説明することとなりました。

☆1月の役員会では、支部会計も合わせた形で中間決算報告をすることとなりました。

〈追記〉…12月2日現在、横須賀・小田原地方・川崎・相模原・県央の各支部会計担当者へは連

絡、了解をいただいております。(田中)

(3)一般社団法人移行認可申請中の某県建築士会定款及び同士会支部規程

《事務局長より説明》

- ・第 22 条 総会の成立要件を過半数の出席としています。
- ・第 26 条 副会長まで理事会の選挙で選ぶこととしています。
- ・第 32 条 損害賠償責任の免除を規定しています。
- ・第 41 条 支部を任意の機関という扱いにしています。
- ・第 42 条 委員を明記し固定しています。
- ・先日開催された関プロ事務局長会議で、新法人移行について情報交換をしましたが、神奈川県が一番厳しいようです。
- ・某県では、現行定款に定款変更について規定がなかったため、商法上の 4 分の 3 以上の出席による決議を準用せざるを得ず、委任状集めが大変だったとのことです。
- ・某県士会は 11 月に認可申請、12 月の審議会を経て 3 月中頃には認可見込みとのことです。

《会長》

- ・某県士会の新定款第 41 条において、支部を「任意の機関として設置できる」と記述していることについて、その真意を質問しましたが、県との相談結果でそうしたとのことであり、本意は分かりませんでした。県との下打合せは済んでいるとのことですので、おそらくこのまま認可されるものと思われま

2 (社)神奈川県建築士会 会員慶弔規程(案)について【資料 3】

《事務局長より説明》

- ・内規として平成 16 年に制定され、運用されていましたが、今までは、会員の皆様にも特に周知されていなかったようです。
- ・今回の制定主旨は 2 つあります。1 つは、会員の皆様にオープンすること。2 つは、これまでは会長及び役員には手厚く、一般会員には何も規定なしという状態でした。それを幅広く皆様に適用できるようにしたいというものです。なお、一般会員は弔電のみとなっているのは、年間 20～30 名の方が亡くなっており、お一人あたり 1 万円の香典をお出しするのでは、現在の士会の運営上厳しいためです。
- ・変更点として、これまでは香典と生花を出していましたが、本案では香典と生花のどちらかとしています。生花を希望される方がほとんどではないかと思われま
- ・本案は 1 月の役員会にお諮りいたします。

[質疑応答]

問:現行定款細則上は、会員だけでなく事務局職員も含めて慶弔規程を定めるとされていますが、今後は会員に限ってということですか。

答:その通りです。

☆1 月に開催される役員会に諮ることとなりました。

3 60 周年記念事業について

《副委員長より説明》

- ・11 月 21 日に開催された情報広報委員会に諮りました。概ね了承をいただきましたが、60 周年事業として SALON 特集号を発行することを、士会として正式に決定することが条件です。そうならば、総務企画委員会と情報広報委員会でよく話し合っ

す。

《会長》

・60周年記念事業としては、SALONだけでなく、図説の刊行と講演会も考えています。図説の配布については、某協会より補助金をいただいているので、有償ということができません。そこで、式典を有償で開催し、その参加者に図説を無償提供することで考えています。

《副委員長》

・講演会をいつ開催するかが問題となります。SALONは9月と1月に発行することとなっています。今までの周年行事は11月開催が多かったようですが、9月号では早すぎるので、1月号で特集することになるかと思われます。そうすると3月の式典と講演会より、2ヶ月以上も前に発行することになり間が抜けてしまいます。SALONの発行時期はずらせませんので、中間の時期に増刊号として発行することになれば、情報広報委員会に負担はかけられず、総務企画委員会主体で行わざるを得ないと思います。

《担当常任理事》

・昨日(11月29日)の図説委員会に参加しましたが、当初の予定であった8月の刊行は困難と思われる。したがって、式典・講演会の3月予定を大幅に前倒しすることは難しいでしょう。

《会長》

・刊行にあたっては、平成24年度内にお願ひしますと申し伝えました。

《副委員長》

・内容を詰めないと進まない話です。

《会長》

・記念講演会の開催とその後に懇親会を考えています。予算に関係しますので、総務企画委員会でも了承をいただくこととなります。会場は、講演会と懇親会のどちらも開催ができる場所とすることが要件となります。例えば「かながわ労働プラザ」あたりではどうでしょうか。

☆式典の形式について案を事務局から挙げることとなりました。

4 クリーニング工場の実態調査について【資料4】

《事務局長より説明》

・クリーニング組合からの、引火性以外の溶剤使用事業所についても、平等に調査支援してほしいとの要望を受けて、11月末に関係者が集まり、会議を行いました。その結果、土会の契約は、引火性と非引火性の二つの調査について、結ぶこととなりました。新たな契約(非引火性)は明日付けで締結いたします。

☆12月5日開催の支部長・委員長会議に諮ることとなりました。

＜報告事項＞

1 賛助会小委員会の開催結果について【資料5】

《担当職員より説明》

・KTB協会から企画があがってまいりましたので、11月28日に賛助会小委員会を開催いたしました。これまでの講習会と異なる点は、単発でなく3ヶ月にわたり3回続けて開催することです。内容は構造関連の詳しいものです。開催は、来年の4～6月を予定しています。

《副委員長より補足》

・賛助会小委員会にお諮り承認されました。内容が構造関連のかなり詳しいものですので、どれだけ受講者を集められるかが話題にあがりました。委員よりも意見が出ましたが、建築会議等を通して他団体へも参加者募集を働きかける必要があると思われます。

2 (社)神奈川県建築士会会計の中間決算等【資料 6】

《会長より説明》

- ・中間決算からみて今年度の最終決算も黒字となりそうですが、事業ベースでは何とか収支均衡にこぎつけるという厳しさです。この資料を基に新しい会計事務所へ相談に行きます。未収会費の処理等についてアドバイスを得たうえで、12月の総務企画委員会に報告いたします。

3 二級建築士試験及び木造建築士試験の試験内容の見直しについて【資料 7】

《事務局長より報告》

4 平成 23 年度「県産木材木工コンクール」の審査結果について【資料 8】

《事務局長より報告》

5 歴史的建造物所有者マッチング研究会の開催について【資料 9】

《事務局長より報告》

《担当常任理事より補足説明》

- ・市町村は、6市に呼びかけています。
- ・需要があれば、来年度より本格的に取り組みたいと考えております。

[質疑応答]

問：今年度だけの事業ですか。

答：今年度は後 2 回程開催される予定です。事業として成り立つようであれば士会に委託したいとのことですので、今年度の残りの開催で検討することとなっています。

6 神奈川県による既築戸建住宅太陽光発電設置診断及び施工指針検討作成委託業務について【資料 10】

《事務局長より説明》

- ・主な業務は ①調査分析②指針の作成 です。既存事例に対する実態調査は、各支部へ協力をお願いすることとなります。3 月に県に報告するといったスケジュールになっています。なお、平成 20 年の総務省の住宅・土地調査では、県内に太陽光発電を設置している戸建は 19,300 戸あるとのことです。
- ・本件の委託額の中から、調査員の方の現地調査費用をお支払いすることになります。
- ・県では研究会を立ち上げ、そこにメーカー等が参加しています。この委託調査に係る検討委員会の委員にもメーカーも含まれます。

[質疑応答]

問：支部へは投げかけましたか。

答：12 月 5 日開催の支部長・委員長会議にお諮りいたします。

問：調査レベルを統一する必要があるかと思われませんが、いかがでしょうか。

答：検討委員会でお話しいただきたいと考えています。

問：検討委員会へは、支部の方が参加できるのですか。

答：想定していないようです。

《会長》

- ・調査内容の調整は委員会でやっていただく予定です。判断基準がなければ実態調査ができないというのであれば、調査時期をずらす必要もあるかと思われれます。なお、判断基準設定の難しさに関してご指摘いただいた点は、要領やチェックリストを作成する際にも課題になることが考えられますので、そちらでも検討を期待したいと思います。

☆12月5日開催の支部長・委員長会議に諮ることとなりました。

7 平成23年度長期優良住宅等推進環境整備事業 実績中間報告書について【資料11】

《事務局長より説明》

・別称、住まい街づくり担い手支援事業の中間報告です。

8 平成23年度第2回普及事業助成の決定について【資料12】

《担当常任理事より補足説明》

・昨年度は担い手支援事業で行ったものですが、今年度はこちらの方に申請いたしました。長野県や岐阜県へ赴き、普及活動を行います。

9 4号建築物の設計に係る注意喚起について【資料13】

《事務局長より説明》

・壁量の少ない4号建築物に関する注意喚起です。

◆ その他

○次年度の予算請求について《担当常任理事》

・そろそろ各委員会で、次年度事業に係る講師依頼等を行う必要がでてきますので、次年度の委員会予算を早めに検討しておくべきだと思います。

→平成24年度の新規事業として、60周年事業がありますが、これは粛々と開催するものです。全体的にも、予算の規模は今年度より厳しい状況になると思われます。《事務局長》

→業務に係る委員会は事務局で試算する等、委員会活動費の目安を、ある程度事務局のバックデータとして示す必要があるかと思われます。《副委員長》

→現段階では、収入が減るからといって、直ちに支部や委員会活動費にシーリングをかけることは理解されないと思います。《会長》

☆委員会予算については、特にシーリングをかけないこととなりました。

○建築士試験の受付期間の延長及び二級・木造建築士「設計製図の試験」の試験時間延長について《事務局長》

・総務省より国土交通省に建築士試験の郵送サービスの導入及び受付期間の延長などをするようにとの勧告がありました。これにより、次年度からは前の週の金曜日から翌週の金曜日までの8日間、申込受付時間(10:00～16:00)の終了時間も30分程遅くして行う予定です。

→受付期間の延長を延長しても、受験者数が増えるかは疑問です。《担当常任理事》

→平日に休暇を取らずに申込に行けるといことも考えてかと思われます。なお、先も申し上げましたが、総務省からきているものですので、先送りはできないものと思われます。《事務局長》

→製図試験の時間延長について、(内容にもよりますが)かねてより短いとの意見がありました。神奈川県としてはそうは感じておりませんでした。全国的には短いとの結論が出たようです。《委員》

→関プロでは、受験資格が厳しいため、二級建築士の受験者がいなくなるのではないかとの意見もありました。《会長》

○次回の日程について

次回は平成23年12月21日(水)午後6時からの開催です。